

平成２８年７月 議会月例報告会

平成２８年７月２９日

人権・同和教育課

- 1 琴浦町人権フェスティバル開催について（お知らせ）
別添のとおり
- 2 琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画の改訂について（経過報告）
別添のとおり

琴浦町人権フェスティバル

(法務省委託事業)

7月31日(日)

9:30~16:30

会場 まなびタウンとうはく

午前は子ども向け
イベントがあるよ!!

※裏面をみてね



人権イメージキャラクター
人KENまもる君、人KENあゆみちゃん

第12回琴浦町差別をなくする町民のつどい

4階多目的ホール 13:30~16:00

【実践発表】

ふるさとを愛し 未来を担う 子どもたちの笑顔をささえるために
～船上小学校 学校・地域戦略会議の取り組みから～

船上小学校長 中本 久美子さん

船上小学校 学校・地域戦略会議メンバーのみなさん

【講演】

オール1の落ちこぼれ、教師になる
～子どもに笑顔を～

講師：宮本延春さん (元高校教諭・作家)

みやもとまさはる

宮本延春さんプロフィール



著書『オール1の落ちこぼれ、教師になる』で知られる元教師。いじめが原因で学校嫌いになり、中1の成績はオール1。23歳の時に見たアインシュタインのビデオに衝撃を受け、豊川高校定時制部・名古屋大学に進学し物理学を学ぶ。現在は、自身の体験から、大人や子どもに夢と希望と感動を与え続ける。

■主な著書

『宇宙を感じる七日間』 『こころの羅針盤—親から子へ伝えたい60章』

『逆境力』 『キミのためにできること』『オール1の落ちこぼれ、教師になる』

『未来のきみが待つ場所へ 先生はいじめられっ子だった』

「差別をなくする町民のつどい」では ※託児をしますので、当日受付までお申し出ください

※手話通訳・要約筆記をします ※主催者側に何らかの準備、援助が必要な方は事前にご連絡ください

〈主催〉琴浦町人権・同和教育推進協議会、琴浦町、琴浦町教育委員会、倉吉人権啓発活動地域ネットワーク協議会
〈問合せ先〉琴浦町教育委員会事務局 人権・同和教育課【電話 (0858) 52-1162、FAX (0858) 52-1122】



7月31日(日)

会場 まなびタウンとうはく

9:30~10:00

にんぎょうげき 人形劇

とうない しりやきがわ
〜藤内ギツネと尻焼川〜
(人形劇団いとぐるま)



【4階 多目的ホール】

10:30~12:00

えいがじょうえい 映画上映

- たこ かあ
・ 風になったお母さん (10:30~11:15)
- ・ Paper Cranes Story
〜 ケンとマイコ 〜 (11:30~12:00)



【3階 ハイビジョンシアター】

10:00~11:00

キーホルダーづくり

人権イメージキャラクター
人KENまもる君
人KENあゆみちゃん



【4階 展示ホール】

11:00~11:30

たのしい

うたとおはなし

(朗読サークルなごみ)

大型絵本『にじいろのしまうま』
ペープサート『やさいのうた』
など



【4階 多目的ホール】

9:30~11:30

【3階 小会議室】

特設人権相談所

9:30~16:30

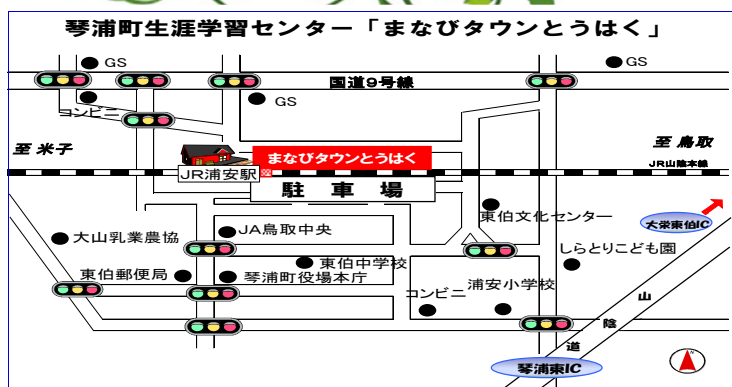
【4階 展示ホール】【5階 展示ホール】

人権啓発パネル展示

11:00~16:30

【2階 だんわコーナー(図書館前)】

販売(東伯けんこう)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

人権フェスティバル チラシ配布数

	チラシ		ポスター	
	枚数	備考	A2 枚数	A3 枚数
学校		児童生徒数+ α		
浦安小学校	230		1	
聖郷小学校	110		1	
八橋小学校	210		1	
赤碕小学校	200		1	
船上小学校	145		1	
東伯中学校	300		1	
赤碕中学校	205		1	
保育園・子ども園		園児数+ α		
やばせこども園	120		1	
しらとりこども園	145		1	
鋤保育園	90		1	
琴浦保育園	70		1	
安田保育園	35		1	
ふなのえこども園	70		1	
みどり保育園	90		1	
赤碕こども園	120		1	
各地区公民館	45	9地区×5	9	
各文化センター	10	2館×5	2	2
本庁舎	10		2	
分庁舎	10		1	
総合体育館	5		1	
トレセン	5		1	
まなびタウン	20		2	1
各部落区長(大区長含む)	163			
各部落人権・同和教育推進	150			
町議会議員	16			
教育委員	4			
社会教育委員	10			
町内企業	130			
町人権・同和教育推進協議 会関係者(上記以外)	30	総会関係者		
鳥取地方法務局倉吉支局	10		1	
合計	2,758		34	3

琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画（第1次改訂）の趣旨

町では、『琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例』に基づき、平成17年に『琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画』を策定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために取り組んできました。10年間の計画期間が終了することに伴い、以下の趣旨に基づき第1次改訂を行います。

1 改訂基本方針について

（1）社会情勢等の変化により、新たに顕在化した人権課題へ対応したものとします。

生活困窮者、子どもの貧困、いじめ問題、ヘイトスピーチ、インターネットにおける人権問題、高齢者への虐待等、新たな人権課題に対応したものとします。

（2）『第2回 町人権・同和教育に関する意識調査』、『町人権と生活に関する調査』の結果を計画に反映させたものとします。

（3）人権課題全般についての共通した施策と、個別の人権課題についての施策の整理、人権分野の見直しを行い取り組みを充実させていきます。（資料2参照）

取り組む施策をより明確化するため、人権課題全般について共通して取り組むべきこと

をまとめた「基本的施策の推進」と、個別の人権課題の解決に向けた取り組みをまとめた「分野別施策の推進」に分けた構成にします。

人権分野については、これまで9分野の人権課題に取り組んできました。この度の改訂では、国や県が取り上げている人権課題※を基に、本町として特に取り組みが必要な6分野を強調事項として掲げ、各分野の町基本計画を反映させることで、重点的に取り組みます。その他の人権課題については「様々な人権課題」の中で具体的に uptake 施策の充実を図ります。（資料3参照）

※ 国や県が取り上げている人権課題…国の人権課題 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年策定、平成23年一部変更）、県の人権課題 「鳥取県人権施策基本方針」（第3次改訂）

（4）計画期間の変更、構成の見直しを行います。

社会情勢の変化に対応できるよう、計画の期間を10年間から5年間に変更します。

また、構成については、総合計画と実施計画を一体化した構成にすることで、それぞれの人権課題の現状と課題、今後の取り組みをより分かりやすいものとします。

2 計画の期間について

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。毎年実施状況を確認し、最終年度には、5年間の取り組みの検証を行い、継続的に計画を策定することとします。

琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画体系図(案)

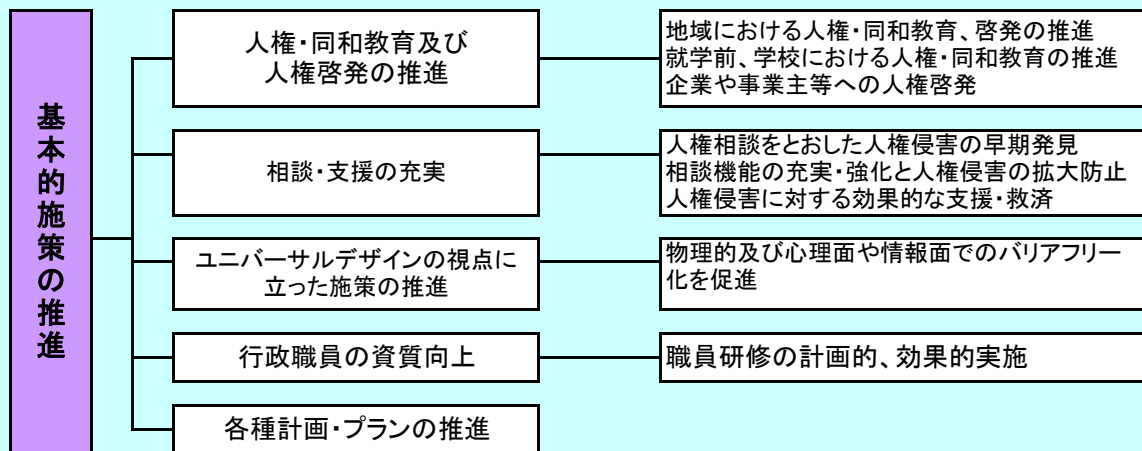
基本理念

～ 一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり ～

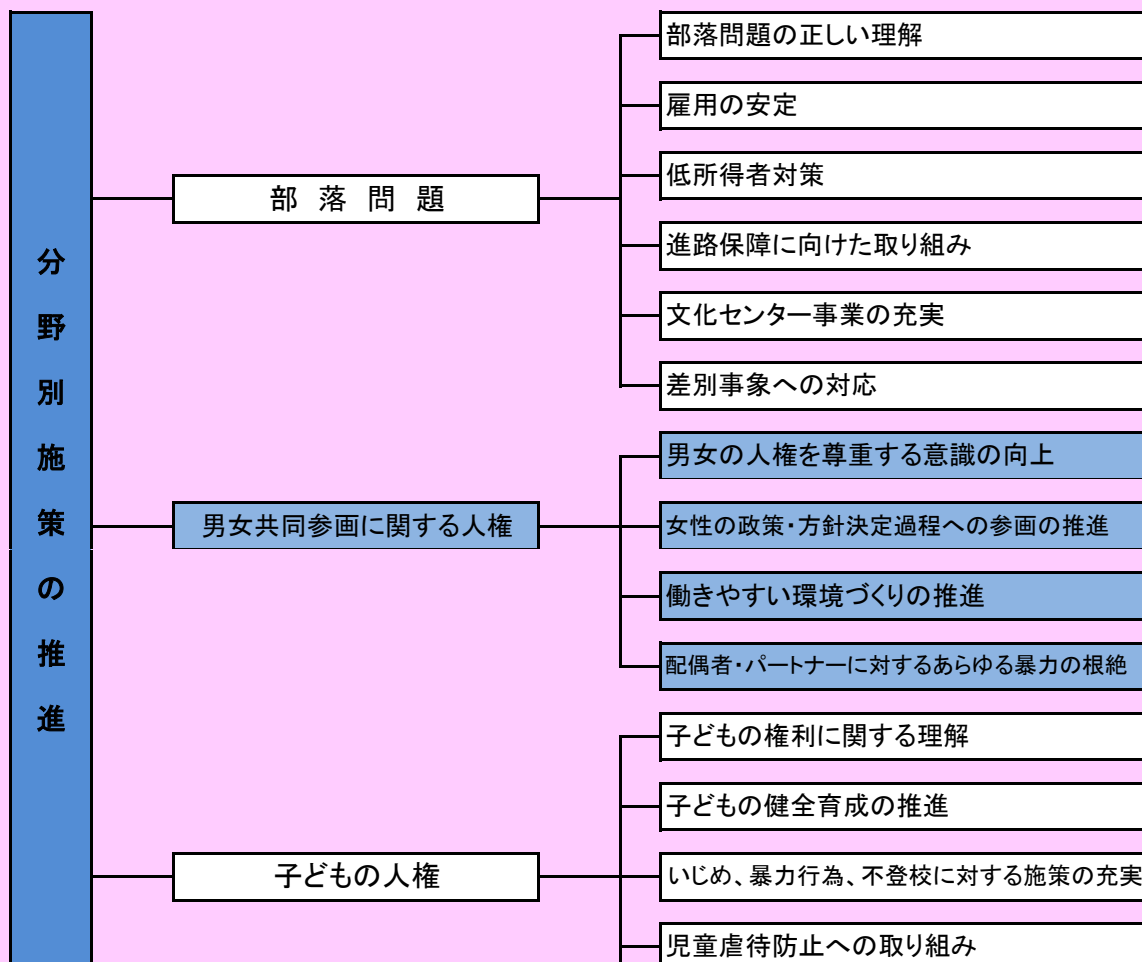
- ◆ 誰もが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会の実現
- ◆ 自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現
- ◆ 誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

人権施策の推進方針



分野別施策の推進方針



(子どもの人権) 続き

分野別施策の推進

高齢者の人権

- 子どもの貧困対策
- 子育てにやさしいまちづくりの推進
- 社会参加、自立、生きがいづくりへの支援
- 福祉・介護サービスの充実
- 認知症関連施策の充実
- 高齢者への虐待の防止
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人の人権

- 理解と交流の推進
- 地域生活への支援の充実
- 特別支援教育の充実
- 雇用・就労の支援と社会参加の推進
- 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

外国にルーツを持つ人の人権

- 国際理解・交流の推進
- 生活情報提供・相談体制の充実
- 人権侵害の救済と擁護
- 社会参画の推進

その他の人権課題

- 性的マイノリティの人権
- 生活困窮者の人権
- インターネットにおける人権
- 個人のプライバシー保護
- 病気にかかわる人の人権
- 東日本大震災等の被災者の人権
- 罪や非行を犯した人やその家族等の人権
- 犯罪被害者等の人権
- アイヌの人々の人権
- 北朝鮮当局による拉致問題等
- その他の人権課題、新たな人権問題